

平成21年度 事務事業評価シート（平成20年度実績分）

事務事業名	旭駅周辺整備事業		部課コード	1702	予算事業科目	010805010270	事	単	区分	継続	
所管部署	担当部局	都市整備部	部長名(2次評価者)	橋詰 辰男		個別事務	全部	010805010270	-		
	担当部署	都市計画課	所属長名(1次評価者)	清水 博			-				
	電話番号	088-823-9465	E-mail	kc-170200@city.kochi.lg.jp			-				

1 事業の位置付け

予算科目(平成20年度)	高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け										
会計	01 一般会計	目標	01 A新しい価値を創造発信する都市	政策基本方針	創意工夫と活力に満ちた交流拠点にふさわしい都市空間の創出に向けて、求心力のある都市中心核の形成を図るとともに、良好な市街地の形成に努めます。						
款	08 土木費	政策	01 にぎわいの都市空間整備								
項	05 都市計画費	施策	03 良好な市街地の形成								
目	01 都市計画総務費	区分	04 都市計画基礎調査								

2 事業の根拠

法律・政令・省令	都市計画法第18条の2（H15.5 高知市都市計画マスタープラン）H17.5 重点密集市街地の公表	法定受託事務
県条例・規則・要綱等		
市条例・規則・要綱等		
その他(計画、覚書等)		

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	旭駅周辺に居住する市民（特に重点密集市街地に指定されている区域内に居住する市民）	
意図	どのような状態にしていけるのか	老朽住宅、無接道住宅を解消し、区域内の道路整備を行うことにより防災性の向上を図るとともに、公園・下水道等の住環境・生活環境の改善を行い、安心・安全なまちづくりを行う。	
手段	事業実施体制等	地元との合意形成・事業計画策定へと進むにつれ、課として独立するとともに、現地に事務所を構えて住民と連携を密にしながら事業の推進を図る。	事業開始年度 平成15年度 事業終了年度
活動内容	どのような事業活動を行うのか	<ul style="list-style-type: none"> ●地元住民との勉強会、ワークショップ等の開催 ●地元住民との合意形成による事業区域、整備内容の決定 ●まちづくり協議会の結成 ●住宅市街地総合整備事業の導入 ●土地区画整理事業の導入 	
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方
	A		
	B		
	C		

4 事業の実績等

			18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(計画)	備考欄	
成果指標	A	目標						
		実績						
	B	目標						
		実績						
	C	目標						
		実績						
投入コスト	① 事業費	決算額 (千円)	8,295	6,268	30,000	30,000	H18.19は、まちなみデザイン室で景観行政等と並行して調査を実施。H20から担当主幹と担当者2名が専任、それにまちづくりWSなどに課員も参加	
		財源内訳	国費 (千円)	4,147	3,100	15,000		
			県費 (千円)					
			市債 (千円)					
			その他 (千円)					
			一般財源 (千円)	4,148	3,168	15,000		
	翌年度への繰越額 (千円)							
	② 概算人件費等	人件費等 (千円)	8,625	8,625	8,625			
		正規職員 (千円)	8,625	8,625	8,625			
			その他 (千円)					
		人役数 (人)	1.15	1.15	1.15			
			正規職員 (人)	1.15	1.15	1.15		
		その他 (人)						
総コスト= ① + ② (千円)		16,920	14,893	38,625				
市民1人当たりコスト (円)		52	44	113				
年度末住民基本台帳人数 (人)		327,310	341,544	340,695	総コスト/年度末人口			

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

現在は地元住民とのワークショップ等による計画づくりに向けた取組を行っている段階なので、具体的な事業目的の成果を測る指標がない状況である。勉強会・ワークショップ・先進地視察やワークショップ等の成果報告の全戸配布など、情報を提供し共有することにより、地元の想いも高まってきており、成果は確実に上がっている。

6 1次評価（所属長評価）

評価日（平成 21 年 8 月 28 日）

評価項目		評価基準	1次	平均点数	評価内容の説明
事業実施の必要性	① 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく	A	5.0	「総合計画2001」において「密集市街地等における住環境整備」を掲げており、これを受けた「都市計画マスタープラン」においても旭駅周辺地区の都市基盤整備を明記するなど、上位計画で事業の位置づけを行っている。 区画3事業が終焉を迎える中で、平成20年度より本格的に地元に入り、勉強会・ワークショップ・先進地視察等を通して、地元住民の事業実施にかける想いが高まってきている。
		B (3) 一部結びつく			
		C (1) あまり結びつかない			
		D (0) 結びつかない			
② 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している	A			
	B (3) 横ばいである				
	C (1) 少ない、減少している				
	D (0) ほとんどない				
事業内容の有効性	③ 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している	B	4.0	整備計画の決定・整備手法の選択においても、地元住民とともに考えることとしており、そのために勉強会・ワークショップ等を開催して地域の問題点の把握、整備手法のメリット・デメリット等を共有しながら整備計画づくりを進めている。 ワークショップへの参加者は少ないものの、地元の熱意は徐々に高まってきており成果はおおむね達成している。
		B (3) 概ね達成している			
		C (1) あまり順調ではない			
		D (0) 十分な成果を望めない			
	④ 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である	A		
		B (3) 概ね妥当である			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 見直しが必要である			
事業実施の効率性	⑤ 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない	A	4.0	市街地整備事業は民間主体で行うことも可能ではあるが、高齢者が多いことや宅地規模が小さいなど地域の特性から民間主導で行うことは困難である。また、密集市街地の整備は行政として取り組むべき課題であることから、基盤整備などのインフラについては行政主導で行わなければならない。 事業の手法については単一の事業だけでなく、複数の事業を導入することにより効率的・効果的に進めることが可能である。
		B (3) 行政主体が望ましい			
		C (1) 検討の余地はある			
		D (0) 十分可能である			
	⑥ 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない	B		
		B (3) 概ね効率的にできている			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 十分可能である			
事業実施の公平性	⑦ 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い	B	3.0	限られた区域での面的な整備となるので直接的な受益対象は限られてくるが、住環境の改善による住み替えの促進や防災性の向上などにより全体的な街の魅力アップにつながるものである。 区画整理による整備を導入することになると、応分の受益者負担を求めることになる。また、広範囲の面的整備ではなく、必要最小限の範囲に留めることにより、全体事業費を押さえていくことができる。
		B (3) 概ね保たれている			
		C (1) 偏っている			
		D (0) 公平性を欠いている			
	⑧ 事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源負担割合）は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である	B		
		B (3) 概ね適正な負担割合である			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 検討すべきである			
総合点	16.0	総合評価	○ A 事業継続（総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合）		
			B 経費削減に努め事業継続（総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合）		
			C 事業縮小・再構築の検討（総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合）		
			D 事業廃止・凍結の検討（総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合）		

7 2次評価（部局長評価）

評価日（平成 21 年 9 月 11 日）

総合評価	評価理由・今後の方向性等
○ A 事業継続	南海大地震の確率も高まっている状況の中、市街地整備は、事業継続して取り組まなければならない。区域設定・事業量等の経費削減を当然視野に入れ計画する必要がある。
B 経費削減に努め事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項

（行政改革推進委員会が出された意見 平成21年10月30日）

・地域を限定しているため、公平性がB評価となっているが、区画整理事業は市全体のマスタープランの中で順次実施するものなので、全体計画の一環として評価すべきではないか。